

様式4

南相馬市監査委員公表第5号

令和6年9月25日付け南相馬市監査委員公表第4号で公表した監査結果報告について、地方自治法第199条第14項の規定に基づき南相馬市長から令和6年10月21日付け6財第541号により措置の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表します。

令和6年10月25日

南相馬市監査委員 大谷 嘉洋

南相馬市監査委員 細田 廣

様式2

監査結果に係る措置通知書

コミュニティ推進課	
監査結果 (指摘事項)	改善措置
<p><b>1 契約事務</b></p> <p><b>競争性のある契約内容にもかかわらず、入札を行っていなかったもの</b></p> <p>広報みなみそうま等を配送するための自動車の借上げ契約（単価契約）については地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適さないもの）を理由として随意契約を行っていましたが、取扱業者が2社以上あること、予定価格総額が財務規則第125条第1項に定める随意契約による場合の予定価格の限度額を超えていることから入札に付すべき契約であると解します。入札に該当すべきか否かは契約単価で判断するものではなく予定総支出額で判断するものです。今後は財務規則に則り適正な運用及び事務処理に努めてください。</p>	<p>本来入札に付すべき契約であるところ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適さないもの）を理由として、3社見積依頼し、最低価格見積業者と随意契約による単価契約を行っていました。</p> <p>令和7年度以降につきましては、契約担当課の指導を仰ぎつつ、契約内容を見直し、競争性を確保することで、財務規則の適正な運用及び事務処理に努めてまいります。</p>

様式2

監査結果に係る措置通知書

建築住宅課	
監査結果 (指摘事項)	改善措置
<p><b>2 歳入歳出外現金の管理</b></p> <p><b>歳入歳出外現金の管理について、適正に行われていなかったもの</b></p> <p>市営住宅敷金・定住促進住宅敷金については、入居者から入居時における3か月分の家賃に相当する金額の範囲内において徴収を行っていますが、簿冊で管理している敷金残高と歳入歳出外現金の残高が一致していませんでした。また、旧小高町時代から市営住宅駐車場を使用する際に徴収していた契約保証金についても簿冊で管理している契約保証金残高と歳入歳出外現金の残高が一致していませんでした。</p> <p>歳入歳出外現金の出納及び保管は、地方自治法施行令第168条の7第3項で、普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金である歳計現金の出納及び保管の例により行わなければならないとされています。歳計現金同様、適正な事務処理が徹底されなければなりません。</p> <p>早急に差額についての原因調査を行い、適切な管理をお願いします。</p>	<p>建築住宅課では、「市営住宅敷金」、「定住促進住宅敷金」及び「市営住宅駐車場契約保証金」の3つの預り金の歳入歳出外現金を管理しております。</p> <p>今回、監査委員会事務局で「定住促進住宅敷金」の歳入歳出外現金を確認いただき、入居者台帳の金額と預り金の残高の不一致が判明しました。</p> <p>現在は、入居者から歳入歳出外現金を預かる際は、納めていただいた納入通知書の写しを入居者台帳と共に保管し、退去時にその納入通知書を確認して、預り金を入居者に返還しております。</p> <p>しかし、平成31年4月に市営住宅担当が本庁へ集約されるまでは、旧小高町・旧鹿島町・旧原町市時代に預かった預り金については、納入通知書の写しが台帳に保管されていない事例があったり、既に退去した方に敷金を返還していない可能性も完全に否定できない状況となっております。</p> <p>原因として、預り金のリスト化がされておらず、残高との照合ができていなかったことが挙げられます。</p> <p>このことから、現在、実態調査を行っており、調査結果に基づき、全ての預り金をリスト化し、歳入歳出外現金の残額との照合を行います。作成したリストを基に定期的(年度ごと)に残高との照合を行うことで再発防止策を講じてまいります。</p>